

宮城県国民健康保険運営協議会の概要

1 名称及び設置日

宮城県国民健康保険運営協議会 平成 2 9 年 4 月 1 日 設置

2 設置の根拠

国民健康保険運営協議会条例（平成 2 8 年宮城県条例第 2 4 号）

3 設置の趣旨・必要性等

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法に基づき各市町村に設置されていたが、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 2 7 年法律第 3 1 号）附則第 9 条の規定により、都道府県においても、国保事業運営に関する重要事項について審議する場として国民健康保険運営協議会を設置することとされた。

なお、平成 3 0 年 4 月 1 日以降は、国民健康保険法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき設置されている。

4 審議する事項 【国民健康保険法第 1 1 条第 1 項及び第 3 項】

県が処理することとされている事務に係るもので、以下に掲げる県の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。

- (1) 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項
- (2) 都道府県国民健康保険運営方針の作成に関する事項
- (3) その他重要事項
- (4) (1) ~ (3) のほか国民健康保険事業の運営に関する事項

5 委員の任期 【国民健康保険運営協議会条例第 2 条第 2 項】

3 年 （現委員の任期は令和 9 年 4 月 3 0 日まで）

6 委員構成 【国民健康保険運営協議会条例第 2 条第 1 項】

国民健康保険の被保険者を代表する者	3 人
保険医又は保険薬剤師を代表する者	3 人
公益を代表する者	3 人
被用者保険等保険者を代表する者	2 人

7 会長【国民健康保険運営協議会条例第 3 条】

協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから委員の互選によって定める。また、会長は、公益を代表する委員の中から会長を代理する委員を指名する。